

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和8年3月31日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ベルジョイス

(イ) 大和リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 B. H. A o y a m a T o w n 盛岡市月が丘二丁目48番1号ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和7年12月14日

オ 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店のため

(2) 届出年月日 令和8年3月12日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

(イ) 株式会社ワークマン

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 オアシスタウンやはば 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和8年3月10日

オ 変更の理由

(ア) 大規模小売店舗の名称が決定したため

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更のため

(2) 届出年月日 令和8年3月16日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場